

議案第 69 号

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例について

1 廃止の趣旨

固定資産税の課税免除の対象となる設備に係る設置期間が満了したことに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 条例の内容

盛岡市農村地域の工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する。

3 施行期日

公布の日

【参考】

廃止しようとする条例は、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区において、企業が一定額以上の償却資産等の投資を行った場合に、3年間当該償却資産等の固定資産税の課税免除を行うために制定されたものである。当該条例は、地方交付税による課税免除額の一部補填を受けられるよう、課税免除の対象となる設備投資期限の根拠を総務省令として運用してきたものであり、今回、その期限が平成21年12月31日で満了したこと、課税免除の措置を継続している対象がない状態に至ったものである。

今後、工場等の事業者が一定額以上の投資を行った場合には、当該投資に係る固定資産税相当分を3年間補助する制度（「盛岡市工場等新設拡充促進事業補助金要綱」による）が別途あることから、この制度による補助を行うことで対応する。